

公 募 公 告【無償公募】

大阪中之島合同庁舎において、無償により食堂等を運営するものについて、下記のとおり公告に付します。

令和8年3月30日

法務省共済組合検察庁大阪支部長 菊池 浩

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名 大阪中之島合同庁舎内における食堂等の委託経営
- (2) 食堂等の種類及び公募者数
 - ア 食堂等の種類：食堂、売店、自動販売機の設置
 - イ 公募者数：1業者（社）
- (3) 所在地：大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎
- (4) 運用開始時期：令和8年7月1日（予定）

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記3. の公募説明会に参加しない者は、公募に参加できないものとする。
- (12) その他の条件については、下記3. に示す場所において説明する。

3 公募説明会の日時及び場所

- (1) 開催日時：令和8年4月15日（水）午後3時から
- (2) 開催場所：大阪中之島合同庁舎23階2320号室
- (3) 説明事項：業務の概要、応募方法及び使用許可場所
- (4) 申込方法：令和8年4月13日（月）午後5時までにメール又は電話で申し込むこと。
- (5) 申 込 先：法務省共済組合検察庁大阪支部（大阪高等検察庁事務局会計課共済係）
E-MAIL：ppol4-kyosai.3ii@i.kensatsu.go.jp
直通電話06-4796-2714
- (6) そ の 他：会場の都合上、参加人数は原則各業者（社）1名までとする。

4 公募要領等の入手方法

上記3(5)に記載のメールアドレス宛てに「大阪中之島合同庁舎食堂等委託事業者の公募に関する募集要領等の送付依頼」と記載し、本文に会社名・担当者名・連絡先を明記の上、メールを送信するとともに、上記3(5)に電話連絡を行い、その旨を伝えることとする。

5 応募書類の提出

令和8年5月7日（木）午後5時までに上記3の申込先に提出すること。
なお、郵送の場合は当日必着とする。

6 応募の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の応募は無効とする。